

消費税率改定に伴う料金等の改定について

令和元年10月1日施行
横手市上下水道部経営管理課

《 金額 》

○ 横手市水道事業給水条例（平成17年横手市条例第314号）

別表第1（第25条関係）：水道料金

1 基本料金

（消費税を含む。）

メーターの口径		基本水量	基本料金
一般用	13mm	5m ³	1,155.60円
	20mm	5m ³	1,512.00円
	25mm		1,512.00円
	30mm		2,700.00円
	40mm		4,644.00円
	50mm		10,584.00円
	75mm		19,440.00円
	100mm		38,880.00円

本体価格	消費税10%適用	10%上昇時の増額分
1,070.00円	1,177.00円	21.40円
1,400.00円	1,540.00円	28.00円
1,400.00円	1,540.00円	28.00円
2,500.00円	2,750.00円	50.00円
4,300.00円	4,730.00円	86.00円
9,800.00円	10,780.00円	196.00円
18,000.00円	19,800.00円	360.00円
36,000.00円	39,600.00円	720.00円

備考 この表に定める額は、1月当たりの額とする。

2 従量料金

（消費税を含む。）

区分		使用水量	料金
一般用	メーターの口径が 13mmから20mmまで	6m ³ から10m ³ まで	97.20円
		11m ³ から20m ³ まで	194.40円
		21m ³ から50m ³ まで	259.20円
		51m ³ 以上	270.00円
	メーターの口径が 25mmから100mmまで	1m ³ から50m ³ まで	259.20円
		51m ³ 以上	270.00円
公立プール用			129.60円
臨時用			464.40円

本体価格	消費税10%適用	10%上昇時の増額分
90.00円	99.00円	1.80円
180.00円	198.00円	3.60円
240.00円	264.00円	4.80円
250.00円	275.00円	5.00円
240.00円	264.00円	4.80円
250.00円	275.00円	5.00円
120.00円	132.00円	2.40円
430.00円	473.00円	8.60円

備考 この表に定める額は、1m³当たりの額とする。

別表第2（第31条関係）：水道加入金

（消費税を含む。）

メーターの口径	加入金
13mm	54,000円
20mm	75,600円
25mm	140,400円
30mm	226,800円
40mm	378,000円
50mm	648,000円
75mm	1,080,000円
100mm	2,160,000円

本体価格	消費税10%適用	10%上昇時の増額分
50,000円	55,000円	1,000円
70,000円	77,000円	1,400円
130,000円	143,000円	2,600円
210,000円	231,000円	4,200円
350,000円	385,000円	7,000円
600,000円	660,000円	12,000円
1,000,000円	1,100,000円	20,000円
2,000,000円	2,200,000円	40,000円

別表第3（第32条関係）：手数料

- 設計審査手数料 略（消費税を含まないため。）
- 工事検査手数料 略（消費税を含まないため。）
- 指定給水装置工事事業者指定手数料 略（消費税を含まないため。）
- 道路占用許可申請手数料

（消費税を含む。）

種別		手数料
国道	県道	5,616円
市道	農道	2,808円

本体価格	消費税10%適用	10%上昇時の増額分
5,200円	5,720円	104円
2,600円	2,860円	52円

備考 1 この表に定める額は、1件当たりの額とする。
2 更新のための道路占用許可申請手数料は、徴収しない。

5 穿孔料

(1) サドル付分水栓 (消費税を含む。)

管種	配水管口径	分岐管口径	手数料
鑄鉄管	50mmから150mmまで	30mm	17,280円
		40mm	20,520円
		50mm	20,520円
	200mmから300mmまで	30mm	18,360円
		40mm	21,600円
		50mm	21,600円
塩化ビニル管 ポリエチレン管	50mmから150mmまで	30mm	12,960円
		40mm	15,120円
		50mm	15,120円
	200mmから300mmまで	30mm	15,120円
		40mm	17,280円
		50mm	17,280円

本体価格	消費税10%適用	10%上昇時の増額分
16,000円	17,600円	320円
19,000円	20,900円	380円
19,000円	20,900円	380円
17,000円	18,700円	340円
20,000円	22,000円	400円
20,000円	22,000円	400円
12,000円	13,200円	240円
14,000円	15,400円	280円
14,000円	15,400円	280円
14,000円	15,400円	280円
16,000円	17,600円	320円
16,000円	17,600円	320円

(2) 不断水T字管 (消費税を含む。)

水管口径	分岐管口径	手数料
75mm	40mm	32,400円
	50mm	32,400円
	75mm	43,200円
	100mm	*
100mm	40mm	32,400円
	50mm	32,400円
	75mm	43,200円
	100mm	45,360円
150mmから250mmまで	40mm	37,800円
	50mm	37,800円
	75mm	44,280円
	100mm	48,600円
300mmから400mmまで	40mm	43,200円
	50mm	43,200円
	75mm	45,360円
	100mm	50,760円

本体価格	消費税10%適用	10%上昇時の増額分
30,000円	33,000円	600円
30,000円	33,000円	600円
40,000円	44,000円	800円
30,000円	33,000円	600円
30,000円	33,000円	600円
40,000円	44,000円	800円
42,000円	46,200円	840円
35,000円	38,500円	700円
35,000円	38,500円	700円
41,000円	45,100円	820円
45,000円	49,500円	900円
40,000円	44,000円	800円
40,000円	44,000円	800円
42,000円	46,200円	840円
47,000円	51,700円	940円

○ 横手市下水道条例 (平成17年横手市条例第269号)

別表第1 (第14条関係) : 排除汚水量に応じ算定する額

(消費税を含む。)

区分	排除汚水量	金額
基本使用料	5㎡まで	756.00円
従量使用料	6㎡から10㎡まで	151.20円
	11㎡から20㎡まで	160.92円
	21㎡から30㎡まで	170.64円
	31㎡から40㎡まで	180.36円
	41㎡から50㎡まで	190.08円
	51㎡から100㎡まで	199.80円
	101㎡以上	209.52円

本体価格	消費税10%適用	10%上昇時の増額分
700.00円	770.00円	14.00円
140.00円	154.00円	2.80円
149.00円	163.90円	2.98円
158.00円	173.80円	3.16円
167.00円	183.70円	3.34円
176.00円	193.60円	3.52円
185.00円	203.50円	3.70円
194.00円	213.40円	3.88円

備考 従量使用料は、1㎡当たりの額とする。

別表第2（第14条関係）：メーターの使用に係る額

（消費税を含む。）

メーターの口径		金額	本体価格	消費税10%適用	10%上昇時の増額分
13mm	直読	86.40円	80.00円	88.00円	1.60円
20mm		97.20円	90.00円	99.00円	1.80円
25mm		118.80円	110.00円	121.00円	2.20円
30mm		172.80円	160.00円	176.00円	3.20円
40mm		194.40円	180.00円	198.00円	3.60円
50mm		572.40円	530.00円	583.00円	10.60円
75mm		756.00円	700.00円	770.00円	14.00円
100mm		1,069.20円	990.00円	1,089.00円	19.80円
13mm		遠隔	216.00円	200.00円	220.00円
20mm	237.60円		220.00円	242.00円	4.40円
25mm	248.40円		230.00円	253.00円	4.60円
30mm	356.40円		330.00円	363.00円	6.60円
40mm	378.00円		350.00円	385.00円	7.00円
50mm	702.00円		650.00円	715.00円	13.00円
75mm	864.00円		800.00円	880.00円	16.00円
100mm	1,252.80円		1,160.00円	1,276.00円	23.20円

○ 横手市集落排水施設条例（平成17年横手市条例第229号）

別表第2（第13条関係）：排除汚水量に応じ算定する額

横手市下水道条例別表第1に同じ

別表第3（第13条関係）：メーターの使用に係る額

横手市下水道条例別表第2に同じ

○ 横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例（平成17年横手市条例第159号）

別表第1（第7条関係）：分担金

略（消費税を含まないため。）

別表第2（第10条関係）：使用料

（消費税を含む。）

人槽区分	単位	使用料	本体価格	消費税10%適用	10%上昇時の増額分
5人槽	1月	5,400円	5,000円	5,500円	100円
7人槽	1月	6,480円	6,000円	6,600円	120円
10人槽	1月	7,560円	7,000円	7,700円	140円
11人槽以上	1月	その都度協議の上決める。			